○文部科学省告示第百六号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十一号）附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、令和八年文部科学省告示第六十三号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の文部科学大臣が定める地方公共団体の就学事務システム（就学援助）に係る機能要件の標準又は帳票要件の標準についての経過措置及び同条第二項の文部科学大臣が定める地方公共団体を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

第一号の表を次のように改める。

地方公共団体	機能要件の標準
青森県八戸市	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を定める件（令和八年文部科学省告示第六十号。以下「告示」という。）別表第一の〇一八〇〇七〇の項及び〇一八〇一九三の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道函館市、福島県福島市、埼玉県川越市、千葉県市原市、東京都武蔵村山市、東京都西東京市、神奈川県厚木市、京都府京都市、大阪府和泉市、大阪府摂津市、兵庫県尼崎市、奈良県桜井市、和歌山県田辺市、大分県大分市、沖縄県那覇市	告示別表第一の〇一八〇〇〇二の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三八の項、〇一八〇〇五三の項、〇一八〇〇六七の項、〇一八〇〇七〇の項、〇一八〇〇八六の項、〇一八〇一二四の項、〇一八〇一二五の項、〇一八〇一五四の項、〇一八〇一五八の項、〇一八〇一六五の項、〇一八〇一六七の項、〇一八〇一七〇の項、〇一八〇一八六の項、〇一八〇一八八の項、〇一八〇一八九の項、〇一八〇二〇〇の項、〇一八〇二一七の項、〇一八〇二二一の項、〇一八〇二二二の項、〇一八〇二四七の項、〇一八〇二四九の項、〇一八〇二五三の項、〇一八〇二六〇の項、〇一八〇二六三の項、〇一八〇二六四の項、〇一八〇二六五の項、〇一八〇二六七の項、〇一八〇二六八の項、〇一八〇二六九の項及び〇一八〇二七八の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
山形県米沢市、栃木県宇都宮市、群馬県太田市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県船橋市、東京都中央区、東京都世田谷区、東京都中野区、石川県金沢市、愛知県一宮市、愛知県みよし市、三重県いなべ市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府枚方市、大阪府寝屋川市、兵庫県相生市、奈良県奈良市、岡山県津山市、岡山県早島町、香川県三木町、高知県高知市	告示別表第一の〇一八〇〇一二の項、〇一八〇〇三三の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三五の項、〇一八〇一一六の項、〇一八〇二六〇の項、〇一八〇二六三の項、〇一八〇二六四の項、〇一八〇二六七の項、〇一八〇二六八の項及び〇一八〇二六九の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道古平町、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県松島町、宮城県利府町、宮城県美里町、山形県中山町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県東秩父村、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、東京都青梅市、東京都清瀬市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県大井町、新潟県加茂市、長野県飯田市、静岡県牧之原市、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県紀美野町、鳥取県智頭町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、長崎県諫早市	告示別表第一の〇一八〇〇〇二の項、〇一八〇〇一二の項、〇一八〇〇一三の項、〇一八〇〇一九の項、〇一八〇〇二〇の項、〇一八〇〇二一の項、〇一八〇〇二三の項、〇一八〇〇三一の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三五の項、〇一八〇〇六〇の項、〇一八〇〇六三の項、〇一八〇〇七〇の項、〇一八〇〇七二の項、〇一八〇〇八一の項、〇一八〇〇八四の項、〇一八〇〇八六の項、〇一八〇〇八七の項、〇一八〇一〇五の項、〇一八〇一〇八の項、〇一八〇一一二の項、〇一八〇一一七の項、〇一八〇一一八の項、〇一八〇一二五の項、〇一八〇一三〇の項、〇一八〇一三三の項、〇一八〇一四四の項、〇一八〇一四七の項、〇一八〇一四八の項、〇一八〇一五〇の項、〇一八〇一五一の項、〇一八〇一五二の項、〇一八〇一五四の項、〇一八〇一五八の項、〇一八〇一六二の項、〇一八〇一六四の項、〇一八〇一九一の項、〇一八〇一九八の項、〇一八〇二〇一の項、〇一八〇二〇二の項、〇一八〇二〇九の項、〇一八〇二一〇の項、〇一八〇二一七の項、〇一八〇二一八の項、〇一八〇二二二の項、〇一八〇二二三の項、〇一八〇二六三の項及び〇一八〇二六五の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の〇一八〇〇一三の項、〇一八〇〇二三の項、〇一八〇〇二六の項、〇一八〇〇二七の項、〇一八〇〇三二の項、〇一八〇〇三四の項、〇一八〇〇三五の項、〇一八〇〇四九の項、〇一八〇〇六七の項、〇一八〇〇七〇の項、〇一八〇〇七二の項、〇一八〇〇七三の項、〇一八〇〇七八の項、〇一八〇〇八〇の項、〇一八〇〇八八の項、〇一八〇〇九二の項、〇一八〇〇九四の項、〇一八〇〇九七の項、〇一八〇〇九九の項、〇一八〇一〇六の項、〇一八〇一〇七の項、〇一八〇一〇八の項、〇一八〇一一七の項、〇一八〇一一八の項、〇一八〇一二一の項、〇一八〇一二三の項、〇一八〇一二九の項、〇一八〇一三一の項、〇一八〇一三五の項、〇一八〇一六四の項、〇一八〇一九七の項、〇一八〇一九八の項、〇一八〇二〇一の項、〇一八〇二一七の項、〇一八〇二一八の項、〇一八〇二二二の項、〇一八〇二二三の項及び〇一八〇二六〇の項の機能要件の欄に掲げる機能要件